

20/3/12 名古屋市議会経済水道委員会（名古屋城関係）

（名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし）

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：経済水道委員会を再開いたします。

次に観光文化交流局関係であります。

ご要求がありました資料が提出されておりますのでまず資料について当局の説明を求めます。伊藤総務課長、座ってどうぞ。

伊藤課長：恐縮でございます。経済水道委員会でご要求のありました資料につきまして説明させていただきます。

お手元の経済水道委員会説明資料の1ページをご覧ください。

1 国際展示場の令和2年度行財政改革の取り組みについてでございます。

国際展示場の令和2年度行財政改革の取り組みといたしまして、新第1展示館コンベンション施設ごとに契約方式縮減効果および見直し額を掲げさせていただきましたご覧たまわりたいと存じます。恐れ入ります。

2 ページをお願いいたします。国際展示場の拡張整備についてでございます。

(1) 国際展示場架橋整備に係る基本計画の策定といたしまして、ア金額としまして予算額をイ内容としまして、施設計画の作成、概算事業費の算定利用方式およびスケジュールの検討の区分ごとに内容を掲げさせていただきました。

3 ページにまいりまして (2) 国際展示場拡張整備に係る基本構想取りまとめの考え方でございます。

ア拡張整備の意義といたしまして、(ア) 必要性および(イ) 需要見込みの精査といたしまして、平成30年度実績と拡張後、見込みにおける雇用の事業日数および受入れ可能日数を掲げさせていただきましたご覧賜りたいと存じます。

恐れ入ります4ページをお願いいたします。

イ環境整備の方向性といたしまして、(ア) 現状と課題および(イ) 他都市との比較としまして東京ビックサイト幕張メッセと各々の施設における展示床面積を

5 ページに参りまして(ウ) 拡張整備方針といたしまして(エ) 必要機能および内容としまして、展示機能会議サービス機能の来場者動線滞留機能およびバックヤード機能ごとに内容を掲げさせていただきました。ご覧たまわりたいと存じます。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。

B 金城ふ頭における施設配置としまして、国際経展示場周辺の金城ふ頭の施設配置図を C 拡張におけるゾーンニング図としまして、拡張拡張整備における展示機能等のゾーンニング

7 ページにまいりまして D 整備時期および想定スケジュールとしまして整備事業のスケジュールと各展示館の展示床面積を掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

恐れ入ります8ページをお願いいたします(3) 財務シミュレーションといたしまして、(ア)

事業費の推計をおよび（イ）経済波及効果等の推計としまして、新第 1 展示館開館後見込み。新第 2 展示館開館後見込みごとの経済波及効果、税収効果を掲げさせていただきました。

9 ページをお願いいたします。

3 金城ふ頭まちづくり協議会についてでございます。

一般会員特別会員オブザーバーの区分ごとに施設名称等を所有、運営事業者を掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

恐れ入ります 10 ページをお願いいたします。

4、新たな文化芸術の推進に向けた事業の施行および体制の検討についてでございます。

（1）目的といたしまして新たな文化芸術の推進体制の構築に向けた目的を（2）内容といたしまして検査検討失礼しました調査検討し実施の区分ごとのに各々の内容を金額を（3）スケジュールといたしまして令和 2 年度における各時期ごとに実施する内容を。

11 ページにまいりまして（4）他都市のアーツカウンシルの状況といたしましてアーツカウンシル東京他、他都市事例に係る体制および主な取り組みをそれぞれ掲げさせていただきましたご覧たまわりたいと存じます。

恐れ入ります 12 ページをお願いいたします。

5 四間道地区について、伊藤家住宅を中心とした四間道地区の周辺図を掲げさせていただきましたご覧賜りたいと存じます。

13 ページをお願いします。

6 県指定文化財伊藤家住宅の保存活用計画についてでございます。

重要文化財建造物保存活用計画策定指針に基づき（1）概要といたしまして計画の概要（2）内容といたしまして、主な計画の内容（3）スケジュールといたしまして令和 2 年度における保存活用計画の策定スケジュールを掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

恐れ入ります 14 ページをお願いいたします。

7 技術提案交渉方式についてでございます。

（1）採用した理由、（2）メリットデメリットといたしまして各々の内容を掲げさせていただきました。なお、この資料は平成 27 年 9 月 25 日に経済水道委員会に提出させていただいた資料と同じ資料でございます。

続きまして 8 名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事における特別史跡毀損についてでございます。

（1）状況といたしまして特別史跡の毀損の状況の説明を掲げさせていただきました。

恐れ入りますが右側、15 ページに参りまして（2）設計時の掘削の深さといたしまして毀損場所である六番御蔵の場所がわかる平面図および毀損箇所の北側、南側の断面図を掲げさせていただきました。ご覧いただいたと存じます。

恐れ入ります。16 ページをお願いいたします。

9 毀損に関する文化庁からのコメントについてでございます。

3月5日、3月9日に毀損に関して文化庁からいただいたコメントを各々掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

17 ページをお願いいたします。

10 学芸員の工事立会いに係る文化庁の見解についてでございます。

学芸員の工事立会いに係る文化庁の見解を2点掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

ご要求いただきました資料の説明につきましては以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：説明が終わりましたので、資料に対する質疑を含め、総括質疑をお許しいたします。

浅井正仁（自民・中川区）：はち丸くんが命拾いしたなというところでございますのでよろしくお願ひします。続いて名古屋城の方にかかせていただきたいと思いますので、まず資料をいただきましたんで。

10 番の学芸員の立会いに係る文化庁の見解ということでございますが、昨日村木さんはああ名古屋市の教育委員会が立会わなければいけないようなことを旨を言われたと思うんですけども、この文面を読むと研究センターの方でも、教育委員会の方でもいいということでもよろしいですか。

村木副所長：はい。工事現場におきまして立ち会い調査をする趣旨といたしましては遺構に対する埋蔵文化財に対する配慮というところでございますので、そういった観点からいたしますと、教育委員会の学芸員であっても名古屋城調査研究センターの学芸員でも良いというご判断をいただいたというふうに理解しております。

浅井正仁（自民・中川区）：そうしますと立ち会ってなかったことだけが問題だということであると申しますけれども、ちょっと昨日もらった資料の中のちょっとこの経緯をちょっとね、ちょっと教えていただきたいんですけども、3月2日の2時30分作業中止を指示。2時40分に掘削を伴う工事中止を指示。

この作業中止と工事中止っていうのは何が違うんでしょうか。

堀田室長：2時30分の段階で作業中止ということが記載してされてございますけれども、この作業中止というのはまさに毀損の発生いたしました現場における作業を中止ということでございます。2時40分の欄にございます工事中止というものでございますがこちらは現場内全体の掘削を伴う工事を中止という意味で使い分けて記載させていただいたところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：もう一つ3月3日の施工業者より3月4日以降の工事休工の申し入れとあるんですけども。

でも普通に思えばこれは発注者のね名古屋市が止めるべきを、何故これ業者の方から休工の申し込みがあったのか教えていただきたいと思います。

堀田室長：今回の発生いたしました事案の重大性を鑑みまして、工事全体を直ちに中止すべきところだったかもしれないところがございますが、当面遺構への影響が及ぶ可能性がございます掘削を伴う工事について中止を私どもの方からしていたところがございますその間の業者の方から自主的にそれでは全部の工事掘削を伴わない工事も含めて中止いたしますというような申し出があったということでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：名古屋市の方からも中止と業者の方からも休みたいということですよ。普通こんなことするんですか。

業者の方から止めさせて欲しいなんていうことがあるんですかね。

堀田室長：先ほどの答弁と繰り返しになるかもしれませんが、本来でしたら私どもの方から先に中止ということを示すというのが一般的に行われていることかと思えます。

浅井正仁（自民・中川区）：ちょっと腑に落ちんのですが、次行かさせていただきたいと思います。

田辺雄一（公明・千種区）：すいません。関連で今のとこの答弁が少し理解できなかったんで教えて欲しいんですけども、あなたがたの方から工事を中止といった場合はあなたの方々の都合になるわけですよね。

業者から中止したいといった場合は、これ業者の都合になってしまうようにも思うんですけども、毀損した原因が今何なのかどうなのかということ調査をされている段階だというふうに先だつての答弁があったように記憶しておりますが、例えば皆さん方に見れば結果的に毀損して文化庁からもしかりを受けてこれ以上、一端工事は止めるしかないということになったとしても、これ業者さんは例えば重機なら重機、人工なら人工、工期間の確保また様々な手配があったかと思うんですけども、今回中止になったことによって何か不都合が生じてないんだろうかと、そこの部分でどちらが中止って言ったかっていうことがすごく引っかかったんですけども、そこそれには何か関係がしてくるのかどうかも含めてご答弁いただけますか。

堀田室長：今回業者さんの方から自主的に中止ということの申し出があったという実態で

ございますけれど、先ほど答弁いたしましたように本来これは発注者側から重大事態が起きたということで中止ということを示すべきところだったということでございますので、それに伴う様々な影響につきましては、今後またあの検証した中でどういうふうにしていくかということも含めて対応をしっかりしてまいりたいというふうに考えております。

田辺雄一（公明・千種区）：ということは今、保留だということですか。

業者さんにしてみれば例えばこれ深刻な話だと思うんだけどね。

工期がまだ途中で完了もしていない以上、お金がもらえるのかももらえなかったってことももちろんあるんだろうけれども、その辺はどうなるんですかこれ。

堀田室長：今回の起きました事案についての原因とか詳細について検証しておりますのでその中でどういうふうな対応を今後していくべきかというところを決めていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、ただいたずらに時間をかけてしまっただけではいけませんので、早急に結論を導びいてしかるべき対応してまいりたいというふうに考えております。

田辺雄一（公明・千種区）：それはわかりました。急ぎ結論を出してあげてほしいなとも思いますし、不要な不都合は生じないようにして差し上げてほしいなとも思いますけれども、どうも引かかるのは先に業者さんの方で中止しますと言い出した経緯というのは何か当局と業者さんの間で揉め事のようなものがあつたんですか、じゃあ。

堀田室長：この間特段施工業者さんとの間でもトラブル等は起こっておりませんので、これは私共の指示で時期で若干遅くに失したところもあつたということでございます。

田辺雄一（公明・千種区）よくわからんけれども、今の答弁だと私たちの指示が遅きに失したっていう話で止めたのはあくまで私達の都合ですとおっしゃっておられるのに原因の究明でしているので責任の所在と按分がはっきりしないからかな。

業者さんにはただひたすら御沙汰を待てというふうになっていてどのような支払いになるかもわからないままだと、これはいつごろまでに結論を出されるおつもりですか。

堀田室長：なるべく速やかに精査いたしまして、業者さんのご不都合をかけないように対処してまいりたいと思います。

田辺雄一（公明・千種区）名古屋市はさ潰れることはないんだろうけれど、業者さんはさ会社によっては潰れちゃうこともあるわけで、そういうご迷惑かからないように本当にしないといけないというふうに思いますよ。以上です。

江上博之（共産・中川区）：腑に落ちないので聞きます。

今資料でね六番御蔵のところがありますから。

2時40分に工事中止を指示したっていうのは、石列の部分であってそれ以外のところは工事を中止していないということになるのではないかと思うんですね。

今3月3日の午後1時に3月4日以降の工事休工を申し入れたということは3月3日まだこの段階では何らかの仕事をしてると思うんです。どこの仕事をしているんでしょうか。

堀田室長：3月3日時点におきましては前日の事案発生時に掘削を伴う工事というものについては中止を指示しておりましたのでそれ以外の掘削を伴わない現場の片付け等の軽作業を行っていたということでございます。

江上博之（共産・中川区）：そうすると、掘削以外の軽作業を行っていたその軽作業も取りやめますよと今日のうちはいわば3月3日の午後1時の段階はね、今日のうちはまだ軽作業がありますけど明日以降は軽作業もやめますよとそういうことを言ったということなんですね。

堀田室長：委員おっしゃる通りでございます。

江上博之（共産・中川区）：そうするとそこまできちんと言わないと。

僕はね業者の方の責任も大きいと思ってるんです。曖昧にすべき話しではありません。

とんでもないことやっているんです。もちろん市の学芸員の責任は最も重い。それは間違いありません。

しかし事実経過をきちっと説明しないとと言われるように責任問題が出てくるんです。

そこは僕は曖昧にしちゃいけないと思いますよ。

これだけの問題になってるんだから本当に1分1秒これはどうだったのかによって法的な責任が出てきますから、きちんと答弁してください。以上だけ申し上げておきます。

浅井正仁（自民・中川区）：それではですね、先回の委員会の中で局長が今月中に再発防止策をまとめると言われました。

日にちもあんまりもないんですけども、その再発防止策について文化庁は徹底した再発防止策を求められるとこの資料に書いてありますけども、一体その中で例えばどんなことを言われたのか、どんなふうにとらえたのか、教えていただきたいと思います。

村木副所長：今回の件のご報告に参りましたときに文化庁の担当の方とお話しておる中ですね今回起こしました毀損のその原因等詳細に分析いたしまして、その再発防止策とい

たしましては極めて厳しいもので例えば私の理解といたしましては、他の都市の方が見てもですね他の市町村の方がみても、これは模範となるものであるというものでありますとか、あるいは文化庁の方にですね名古屋市ここまでやるのかと思っていただけるようなものを持っていく必要があるのかなというふうに感じた次第でございます。

浅井正仁（自民・中川区）：この再発防止策なんですけども、今村木さんが言われた通り他の市町村の模範だとか名古屋市の人々がここまでやるのかと文化庁に説得するものを作らないかんのだけ、本当にこの２週間で局長できるんだろうか。

頑張るはいいんですよ。頑張るわ、どうなんでしょうか。

松雄局長：今村木が答弁したことについては私も重々文化庁の意向については承っております。承まっております。

ですけどもこの前も申し上げましたように、やっぱりこれだけのことを起こしたもんですからやはり私の中ではゆっくりやるということが文化庁の信頼をなくすことだというふうに思っております。

それは私も含めて人事がどうなるかわかりませんが、やっぱり異動してしまいますとそこでレベルがやっぱりどうしても落ちて、また一体どういうふうになったんだってことをまた遠くに職員が異動しますと聞かないかんもんですから、できるだけ自分の責任を中でしっかりとしたものをまず作って、文化庁さんにご相談をしたいと。

その中でこういう面が足りないってことは確かにあるかもしれませんが姿勢として3月の末までに出したいというふうに思っております。

そういうことで答弁させていただきました。

浅井正仁（自民・中川区）：力強い答弁でございますので、ただこれは経過だとか、再発防止策については、全体整備検討会議だとかあるいは石垣部会だとかそういう部会さんにはかけられるんですか。

松雄局長：もちろんご意見をいただくことはあるかもしれませんが、文化庁からもう例えば石垣部会さん等にはですね今の起ったその毀損したところをどういうふう修復するのかっていうことをこそきちっとやっぱり聴いてそれは丁寧にやれというふうにおっしゃっていただいております。

ここの委員会の中でも縷々議員の皆様からご指摘をいただいて、それが裏返せば再発防止策に繋がっていくというふうに思っておりますから私も今この委員会の議員の皆様からいただいたことを十分身にしながらですね、それが再発防止策というような形にしてまいりたいというふうに思っております。

浅井正仁（自民・中川区）：そうですね、いろんな方の意見を取り入れて素晴らしいね再発防止策を作っていただきたいと思います。

で、昨日あの教育子ども委員会で同じような議論がされたと思いました。

そんな中において教育委員会からは、これからの工事に関しては副申書は文化庁の理解が得るまで一切出さないというような発言があったと思うんですけどもそれはご承知されますか。

堀田室長：はい文化庁さんのご理解、再発防止策のご理解いただくまで副申書は出さないというような答弁があったということは承知しております。

浅井正仁（自民・中川区）：理解といとなかなかどこまでが理解かっているのはこれ非常に難しい問題で、その修復最後までなのかあるいはある程度の目途が立ったところなのか、これは文化庁さんが決めることだと思うんですけども。

今回のこの6番の御蔵、これ5番があるんですよね。5番が、この北側に。

で今5番はどういう状況なのかちょっと教えていただきたいと思います。

堀田室長：5番の御蔵は今の6番御蔵の北側に東西に長い方向に計画されておるものがございますけれども、現在基礎の掘削も終了しその上に碎石を引いてコンクリートを打設したと、そういう状況でございます。

浅井正仁（自民・中川区）：そうするとこの6番と5番というのは非常に近い場所であって6番を調べるにあたってはこの5番をまあ試し堀か何かひょっとしたらしなきゃいけないということも出てくるかと思うんですけども、やっぱりそういうことも考えながらやっていますよね。

村木副所長：5番につきましても施工しておりますので、今回のこの工事全体を今回の毀損事故の原因と分析する中でですね、工事全体を見直す必要があると感じておりますので、5番を含めまして、全体の工事を見直してまいりたいというふうに考えております。

浅井正仁（自民・中川区）：そうやってみていくと遺構の復元にはまあまあ日にちがかかるのかなと思いますけれども、先ほどの教育委員会が副申書をね、出さないというような旨の答弁があった。しかしながら今回観光文化交流局からも搦手はじめ二の丸庭園だとか、いろんな予算ができる、いると思うんですけどもこの一連の予算の執行見込みが今の話を聞くと非常に難しいのかなと思うんですけどもそれについてどう思われているのか、お願いします。



佐治所長：今浅井委員の方から搦手馬出しのご指摘がございました。ご指摘のあった事業につきましては全て来年度に執行することを見込んでおりますことから予算をお願いしているところでございます。しかしながら毀損事故、私ども大変重く受けとめておりまして原因の究明と再発の防止策を年度内に取りまとめると先ほど局長が申し上げたところでございます。

まずは文化庁にする納得してもらえるような、びっくりするような具体的な仕組みとしては再発防止策や取り組みもやりましたように、その実行も含めてですね名古屋総合事務所全体にて全力を注ぎ続けていきたいというふうに考えております。

その上でその執行につきましては、万全を期して初期の目的を達成していきたいというふうに考えているところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：スピーディーにやるのも大切ですけども。

とりあえずはじっくり腰を落として文化庁に挑んでもらいたいと思います。

この議会の議決は非常に重たいものがあると思ってます。

議会に議決を求めるといふ以上それだけのご覚悟はね、予算計上されているんですよ、局長、答弁をお願いします。

松雄局長：時間を割いていただいて慎重に行ってご審議をいただいた上で私どもは執行していくという立場でございますので、出したものに対しては責任を持って私ども執行していきたいというふうに思っております。課題があることは重々承知しておりますけれども、スピーディーに処理すべきことは処理して新年度に円滑に執行ができるように全力を挙げたいというふうに思います。

田辺雄一（公明・千種区）：これに関連というより議事進行なんだけど、まず当局にちょっとお尋ねしたいんだけど江上委員は現場を見にあなた方と一緒にいったことあります。逆に言おうあなたがたは江上委員と現場を見に行きましたか。

堀田室長：私どもと一緒にということでは江上委員が現場見たということはありません。

田辺雄一（公明・千種区）：私は昨日皆さん方のご案内で行ってきたんですね。

今現場入れないようになってるでしょ。危険だし遺構毀損した後なもんだからね。

何を言いたいかという先ほど江上委員から不適当な発言があった。業者に責任があると言った。それ以上にあなた方に責任があるという表現をした。

業者に責任がある可能性もあるならわかるけれども、業者に責任があると言い切った。

現場に行って私昨日みに行って、業者の責任がないと言えないけれど、業者に責任があると言い切れるだけの材料がなかったんだ私は。これ今回ね資料出し直していただいたでし

よ。

まず8番の(1)ポツ1、2、3、4、5、6最初の資料が全く意味がわからなかったから出し直して欲しいと言うふうに言った。で肝心なところはポツの1、2、3、4つ目。

3つ目か、保存整備室では、表示のために石を据えるためするの基礎の深さが調査研究センターが示した江戸時代の遺構面に達しないように設計をした、したはずだったんだ。

保存整備室ではそのように設計をしたため、今回毀損した地点については学芸員に立ち会いを要しないものと認識してしまったんだよそして掘削を行ったという。

しかし想定した江戸時代の遺構面より高い位置の地中に江戸時代の6番御蔵のものである可能性が高い石列が存在をしてしまったんだ現実。そのため掘削の際にその石列を毀損したということで、これでもまだわかりにくいから図をつけていただきました今回ね。これを見てもらうと、これ南側と北側っていうふうに断面が並んでいるからわかりにくいけど、これ30m離れてるわけだよ。

北側のこの窪みになってるのはあんたがたが試掘をして掘って、そして江戸時代の包含層というのが出てきたところでここが江戸時代の地面だったということ判断をして図面を書いたんだが、ここには石列の石材はなかったわけだ。

しかし、30mにわたって石列の石材がないわけがない。

北側のあの一番近い石列がでてくる、まで試掘をすればよかったんだけど、江戸時代の包含層を発見したところで、そして南側に石列の石材があるということを確認したところで、こっから図面のどうも間違いが発生したのではないかということが現場見ってわかった私はね。本来は、北側の一番近いところにもおそらく南側と同じよう石列石材があったんだだろう。毀損したから今になってわからないけれども、つまり設計上の発掘の掘削の深さというのが北側だけ異様に深くなっているけれども、ここは本来は南側の石列石材の10cm上のところまで掘るという設計じゃなきゃならなかったところを、どういうわけか延長線に石列石材の10cm上、南側ねあのねところから江戸時代の包含層の地表まで延長した線をどうもあなたがた設計したんじゃないかと私は説明を聞きながら理解をしたわけだ。そうすると、この江戸時代の北側にある設計上掘削の深さのちょっと南側にも石列があったならば、この設計図通りにほったら必ず毀損するんだよ。

そういう設計図を書いていて言うん通りに指示をしているのに、その指示通りにやった業者に責任があると私は思わない。

こういう間違いがおこらないように文化庁は学芸員に立ち会えと言ってるんでしょ。

それは、16ページに書いてあるじゃないですか。

現状変更許可申請書には重機と人力の併用とあるが学芸員が立ち会ってみないと判断できないと。言われた通りに掘ってたら何かできたとなんだこれって言って石列なのかガラなのか、業者は判断なんかできるわけがない、だから掘ってしまったっていうのがおそらくは今の点で推測されることなんだ。

だから業者の責任である可能性は否定できないが業者の責任であるという断定はできっこ

ない。ついては委員長、先ほどの発言は不適當なので議事録精査をして削除するなり、今この場で発言の撤回をするなりしていただかないとこれはインターネットで全て流れてるからね。議事録にも残ることだから業者さんのねこれ信用に関わることだ。きちっとやっていただきたいと思います。

江上博之（共産・中川区）：私の発言はですね、説明を一昨日聞いて石が当たったと、当たった瞬間に止めるのが当然業者としての責任だというふうに私は判断したもんだから今の意見申し上げました。どちらにしてもはっきりしていることは、私が最終的に責任があるかどうかということは述べれないことは事実です。したがって言葉足らずで私は責任があると思うということは申し上げたつもりですが、それ断定できる根拠がないことは事実であります。以上です。

田辺雄一（公明・千種区）：あのね、じゃ当局に聴こう。今私はそういう認識をその現場に行ってきたと説明を聞いて物をみたらそういうことになった。あなた方からそういう説明があったんじゃないよ。説明を聞きながら現場を見たらこうじゃないのかという話をしたら、そういう可能性もありますと、ただし調査はいたしますということであったんだけど、それで間違いないかな。

伊藤課長：昨日非常にお忙しい中、田辺委員にはあの現場の方に赴きいただきまして、私も一緒に現場を立ち合わせさせていただきました。

局内にですねあの局長トプリーダーにですね、ただいま事故の調査委員会を設置してですね、先ほど田辺委員、江上委員の方からあくまでも想定可能性の中でいろんなお話はありますけれども私どもはまずはまず毀損した原因究明は進めていかなきゃいけないというところがございますので、誠に恐縮でございますが、あの正確な状況は現段階で私どももいろんな状況を確認しながらやらさせていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解賜りたいと考えております。

田辺雄一（公明・千種区）：よくわかりました。委員長にもお願いしておきたいんでもう 1 個だけ当局に聞くけれども、業者の責任であると断定することは今の時点でできるかどうかだけはっきりしてください。

伊藤課長：繰り返しになり、また誠に恐縮でございますけれどもまず局内での毀損事故の調査委員会の中でですね設置してその原因をですねしっかり究明しないと、当然どこに責任あるかということですのでけれども、先ほど来、田辺委員…。

田辺雄一（公明・千種区）：私聞いているのは今の時点で断定しうるかどうかを聞いているのね。

この先調査が進んで断定できる時が来るかもしれないね。

しかし今の時点で断定しうるかどうかだけを聞いてるんです。それだけ答えて。

伊藤課長：現段階では断定できないというふうに考えております。

田辺雄一（公明・千種区）：ついては委員長、申し訳ないけど先ほど何か言い直した方がおられたけれども、自分はこう思うという発言でいいわけじゃないんだよね。我々、市議員には免責がないんだから。であるならばやはりねきちっとね、議事録精査をして不適切あるならば、それなりの対処をしていただかないと、これはね大変なことだよ。

そういう遺構を毀損したミスで毀損した業者というレッテルを貼られてしまう。

うん、私がそう思ったでは済まないんだよ。

慎重に発言しなきゃならないと思うので、今ここで訂正をされるならばそれでいいけれどももしされないのであればきちっと精査をしてしかるべき対処してほしいと思いますがいかがでしょう。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：ただいま田辺委員から、委員会記録に関するご発言がございましたがこの件に関しましては、正副委員長にご一任いただきたいと存じますよろしく願いをいたします。

江上博之（共産・中川区）：じゃ名古屋城のことについてお聞きします。先日の質問でこの部分の遺跡の調査をするにあたって相談したというのが全体整備検討会議と座長、副座長と言われてた。座長、副座長っていうのは、私の理解だと建築の先生と造園の先生ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

堀田室長：はい全体整備検討会議の座長の先生と副座長の先生。委員おっしゃる通り建築の専門の先生と造園の専門の先生ということになります。

江上博之（共産・中川区）：もちろんその部会の担当はね、ここにあるということではもうありませんけれども、名古屋城の調査研究センターなりそういう保存室の仕事としてね。遺構要は石垣の問題だけではもちろんありませんけど考古学的な部分、そういうところの先生はみえるわけですよ。

そういうことをやってなかったのはなぜかっていうのは何故ですか。

なぜやらなかったんですか。

堀田室長：先日の委員会の答弁とも繰り返しになるかもしれませんが、全体整備検討会議の中でこの埋蔵文化財というものについて担当する部会というものが明確に規定してござ

いませんでしたので、まず全体整備検討会議に報告したなかで詳細については個別に座長副座長にお願いご相談したというようなことでございまして、いわゆる埋蔵文化財の専門の先生というところにはご相談できてなかったというような次第でございます。

江上博之（共産・中川区）：そのこと自体がことの重要性というか、特別史跡その重要な施設であるということが、理解の不足これは明らかだと思うんです。その後事件以降、考古学の関係者には相談をしたんでしょうか。

堀田室長：まずは今回起きました事故のご報告ということで全体整備検討会をはじめ石垣部会等の部会の先生方には事故の内容をご報告し、すぐにいただけるような意見については意見をお聞きしたというような状況でございます。

江上博之（共産・中川区）：14 ページのところにですね、江戸時代の 6 番御蔵のものである可能性が高い石列が存在したと、これはこういう記入してあるんですけど石垣部会の先生等に相談して、現時点での判断もまだこういう段階なんでしょうか。

村木副所長：こちらの認識につきましては私どもの認識でございますけれども、こういった認識での先生方にもご説明申し上げておまして今の段階ではこの認識でございます。

江上博之（共産・中川区）：わかりました。引き続きしっかりやっていただきたいんですが、どちらにいたしましても、この石垣問題とか遺構問題とか特別史跡に関わる調査研究としてのね力が不足しているということが残念ながら露呈してしまいました。前回も言いましたけれども、個々の方の専門的な力があると私は思っておりますけれども、遺憾せん経験がないそういう点でも不足ということから、これを特別史跡内の木造復元を進める体制がないんじゃないかということをご改めて申し上げたいと思います。

次に資料で技術提案交渉方式についていただきました。このメリットのところですね。

工期の短縮に繋がるとかデメリットでは高価格の提案になるおそれがあると現に出ておりました。現に 4 年間だからというものに非常に民間だから 400 億円が最高額であったけれども 505 億円でもやむをえないかなあという形でできたんじゃないかなと私は理解します。

しかし、2018 年の 10 月ということになるとこの技術提案交渉方式、そんなメリットなくなってくるのだらうと私は思いますけどいかがですか。

荒井主幹：前回、今回行っている技術提案交渉方式の採用した理由というものを説明させていただきまして同じ内容になりますが、今回技術提案交渉方式というのはですね採用した理由としまして仕様の確定が困難。あと優れた技術提案によらないと工事目的が達成す

るのが難しいということでこの提案を、この契約方式を採用させていただいておりますので、そういった意味では現在においてもこの事業を進めるためにはこの採用を契約方式を採用したことに間違いはなかったというふうに判断しております。

江上博之（共産・中川区）：もう一つ申し上げますと、今日の資料に載っておりませんが、この資料が出た9月25日の資料には、その年の調査で仕様設定が困難な事項ということでバリアフリーの対応とか大径木等の調達とか既存のケーソンなど基礎構造の取り扱いとか史跡保護を踏まえた工事仮設計画、こういうものがなかなか困難だと書いてありました。しかしこの間私共みております、私自身見ておりますと、市の職員の方でこういうことを結構やってみえるという事実が明らかになったことも、僕は技術提案交渉方式のね問題で議論があると思ってるんです。

特に史跡保護を踏まえた工事仮設計画なんていうところへくるとやっぱり学芸員の専門的な要素とか民間では駄目だと石垣部会の中の人でもね言ってみえたような気がしてるんです。

そういう点ではですね、改めて技術提案交渉方式そのものを見直してですね、やはり基本協定そのもの見直しにも繋がっていくと思います。

予算の関係ですから敢えて申し上げますけれども、金シャチ横丁の第二期整備で現天守閣の中にある収蔵物を新たに設置する場所をつくるとか、あるいは実施設計、あるいは木材の製材と書いてありますけど1億円というのは買った木材の保管費用だと思うんですね。こういう費用について要は復元に伴う予算については取り下げるべきだと私は思いますがいかがですか。

荒井主幹：今、委員からご指摘ありましたように、我々としましては今回の一連の事案も含めまして大変重く受けとめておりまして、ただ本事業ですね、やはり実現するというためにはやはり今現在この竣工時期あるいは工程っていうのがあってですね、検討している段階でありますので中々先が見通せないという状況であり、来年度の予算につきましては必要最小限ということではあります但し本事業やはり続けていく、進めていくそういうことが必要でありますので予算を挙げさせていただいております。お認めいただけますようお願いいたします。

江上博之（共産・中川区）：今一連の事件、技術提案交渉方式の問題そういうことを考えますと、改めて今やるべきは現天守特別史跡の石垣、これの保全あるいは、ことによっては修復ということになると思いますが、それに全力を注ぐべきだと、ですからそのこと以外のことをやるべきでないということを申し上げておきたいと思います。

それ以外の点で名古屋城については以上にしておきます。

一つ確認ですけれども高級ホテル問題があったもんですからね。

私あの高級ホテルのことは反対をしてきた、しました。

観光人口云々という点で、これは名古屋市としてやるべきことでないと言ってまいりましたが 161 万円これが予算計上されてこれパンフレット作成費用なのかなと思います、これが全てなんでしょうか。

大野観光推進室長：161 万円の内訳でございますが、パンフレットの作成とかのこの制度の PR の関連の経費およびそれから認定の申請が出てきた場合の評議員会で審査を行うときの審査員の謝礼でそういったものを見込んでおります。

江上博之（共産・中川区）：そうであればですね当然、私としては認めるわけにいかないということだけ申し上げておきます。最後の質問です。

今回の新型コロナウイルスの問題があつて、ちょっとこれ文化面のことなんですけれども、演劇とかいろんな芸術家関係の方ねもちろん皆さんは閉館、これはやむを得ないと思ってるんですが、現実にはそれで興行ができない、いろいろ講演ができない。そのことによって大変お困りになっているわけですね。ということに対してやっぱり何らかの手立てがあると私は思うし、お金を出せとかそういうことを僕はまだそういうような知識もないんですがやっぱりそういうことについて声を聞いて対応していく必要が少なくともこの関係のところであるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

大野室長：今回の新型コロナウイルスの関係で大変多くのですね、文化関係の方々に影響が及んでいるというふうに考えております。

その中で我々の方運営しております施設、特にあの文化小劇場あるいは市民会館等はですね、ホール関係につきましては休館しておりますが、なるべくご利用についてはお控えいただくという自粛の願いをしながら、自主的に主催者の方々が中止等の判断をされております。ですからおおむね七、八割の方がですね中止をされております。

一方で委員ご指摘の通りですね。中止にかかる多大なる経費というか、損失が発生するというので我々も大変心を痛めております。

そうした中で少なくとも今現時点では中止にかかる施設のキャンセルですねこれにかかる本来ですとキャンセル料が発生しますが、これにつきましては現時点できる限り全額の還付ということで対応させていただいております。

それ以外のことにつきましても引き続き現場の窓口等でですね市民の皆様のご意見をいただきながら、今後どのようなことができるのか検討してまいりたいというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：まさに観光文化交流局がこういう新型コロナウイルスという、まず自然災害ではないかと思えます。こういう時にどういう形で文化を支えていくか、こ

れ問われていると思います。ぜひ問われていることに対してそうだな、頑張っているなどみられるような観光文化交流局であることを望んで質問を終わります。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：他に。よろしいですか。他にないようであります。以上で観光文化交流局関係の質疑を終了いたします。

本日の予定は以上であります明日は午前 10 時から上下水道局関係の総括質疑を行います。好みで、本日の委員会を散会いたします。  
お疲れさまでした。